

京都市告示第647号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

平成30年3月27日

京都市長 門川大作

1 土地の所在地

京都市下京区中堂寺粟田町91番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

シアノ化合物

ひ
砒素及びその化合物

(環境政策局環境企画部環境指導課)

京都市告示第331号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、平成30年3月27日付け京都市告示第647号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり指定を解除します。

令和元年9月18日

京都市長 門川大作

1 指定を解除する区域

京都市下京区中堂寺栗田町91番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

シアン化合物並びに砒素及びその化合物

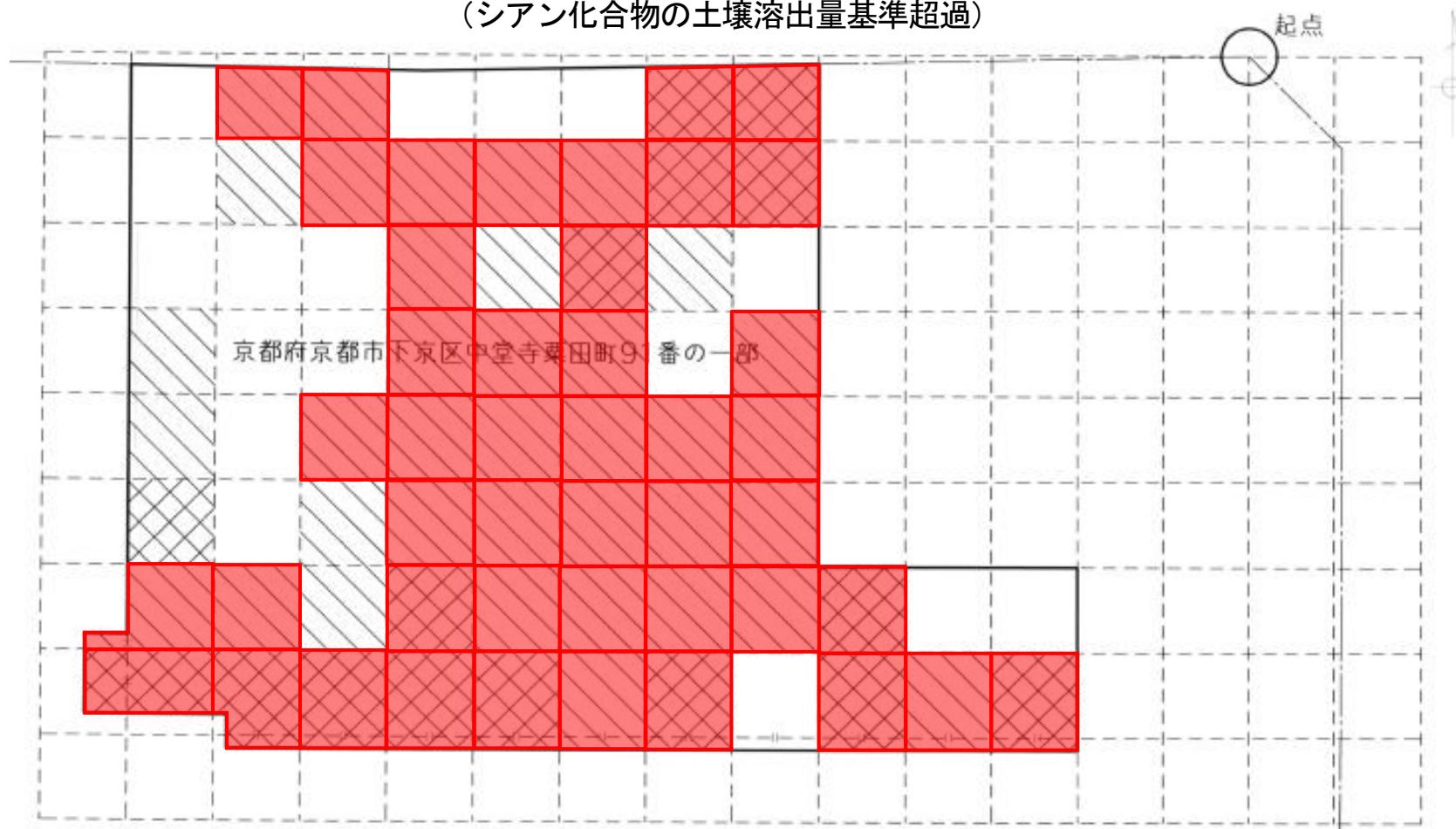
3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

(環境政策局環境企画部環境指導課)

形質変更時要届出区域

(シアン化合物の土壤溶出量基準超過)



S=1:600
0 10 20 30m

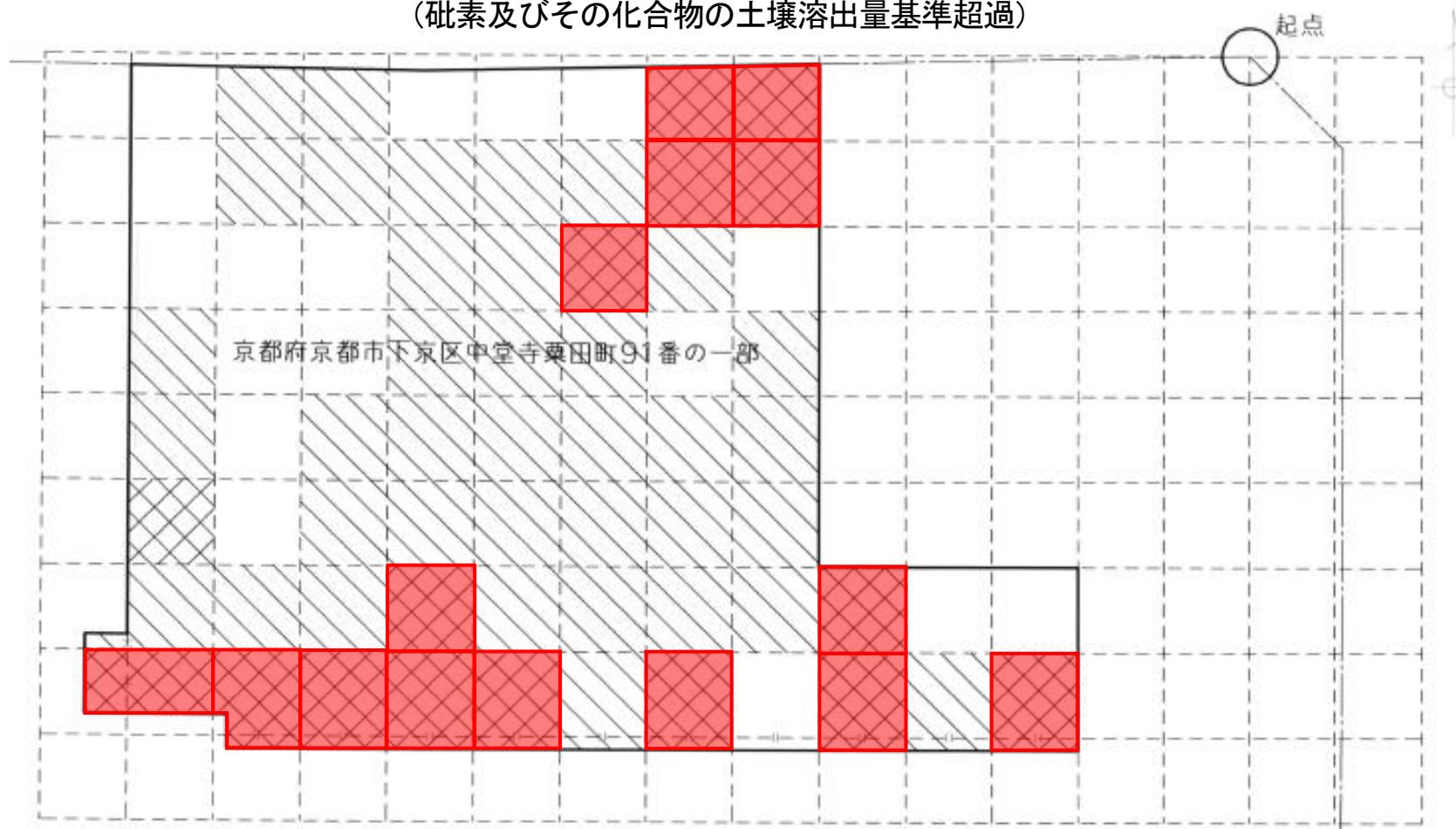
凡例

- 調査対象地
- 敷地境界
- 単位区画 (10m格子)
- 単位区画統合
- 形質変更時要届出区域

形質変更時要届出区域

△

(砒素及びその化合物の土壤溶出量基準超過)



S=1:600
0 10 20 30m

凡例

- 調査対象地
- 敷地境界
- 単位区画 (10m格子)
- 単位区画統合
- 形質変更時要届出区域